

令和7年度 子ども会設立助成事業 交付要綱

1 目 的

本事業は、子ども会の設立を検討・計画している個人または団体への事業助成を通じ、会員組織の活性化を支援することで、地域における子どもの健全育成への寄与を目的とする。

2 対象団体

- ◇ 全国子ども会安全共済会に加入している個人・団体
- ◇ 10名以上で組織されていること(概ね、子どもが1/3を超えること)
- ◇ 札子連団体会費3,000円を納めていること
- ◇ 子ども会安全共済会に加入し、個人会費を納めていること
- ◇ 全国子ども会安全共済会に届け出した行事を、年間1回以上行うこと(保険適用事業)

3 対象となる活動

① 自 然 体 験	釣り、カヌー・イカダ体験、押し花等
② 遊 び 体 験	バルーンアート、アスレチック、手品、紙芝居等
③ ス ポ ー ツ 体 験	ドッジボール、ボウリング、サイクリング、スキー、スケート、カーリング等
④ モ ノ づ く り 体 験	工芸、陶芸、おもちゃ作り、アクセサリ作り等
⑤ 食 育 体 験	農業体験、餅つき、クッキング等
⑥ 季 節 行 事	七夕、クリスマス会、ハロウィン、ひな祭り等
⑦ 国 際 交 流	遊び、料理、文化、言語等
⑧ 地 域 再 発 見	公園等探索、街マップ作り、記念碑で歴史めぐり等
⑨ キ ャ ン プ 体 験	まき割り体験、野外炊事、テントやコテージ宿泊
⑩ 防 災 ・ 防 犯 活 動	地域の安全マップ作り、防災ゲーム体験、危険予知トレーニング(KYT)等
⑪ 昔 遊 び 体 験	お手玉、竹馬、あやとり、こま、けん玉等
⑫ 伝 承 文 化	百人一首、書初め、太鼓、染物、パッチワーク等
⑬ 施 設 利 用	歴史・文化・スポーツ・科学等の体験学習施設の利用
⑭ 設立に関わる活動	設立準備活動(設立総会、加入者募集チラシ等)※設立初年度に限る

4 活動場所

札幌市内及びその近郊市町村の体験施設等

5 助 成 額

1団体の基本額は10,000円とし、申し込み時の安全共済会登録人数に応じて加算する。

(1団体の上限:50,000円 当事業予算:20万円)

<内訳> **基本額: 10,000円**

加算額: 安全共済会登録人数10~19名の場合... 20,000円

安全共済会登録人数20~29名の場合... 30,000円

安全共済会登録人数30名以上の場合... 40,000円

※ 期間内であれば、複数事業に使用できます。

※ 体験活動の財源として自主財源ほか、町内会助成金等の併用可能です。

※ 当連合会の「子ども会体験活動助成事業」との併用はできません。

※ 助成金額のうち使用しなかった分は返金していただきます。

申込み団体が多い場合は、助成額を調整する場合があります。ご了承ください。

6 助成期間

設立後、最長 3 年間まで助成を受けられます。

※ 2 年目以降は年度ごとに前年度の活動実績等の審査があり、審査を経て助成を決定します。

※ 4 年目以降は「子ども会体験活動助成」に切り替えも可能です。

7 対象経費

- ・子どもが体験するための費用(入場料、用具レンタル料、消耗品類、食材代など)
- ・施設等へ移動するための費用(貸切バス代、公共交通機関代など)
- ・施設の下見等にかかる費用(施設使用料や公共交通機関、ガソリン代など)
- ・事業を行うための会議や準備、後処理等で必要な費用(会議資料の用紙代、印刷用インク代
チラシ印刷代、貸室代、案内郵送代など)
- ・健康管理に必要な費用(熱中症対策の水分補給用飲み物及び経口補水液など ※お酒は対象外)
- ・衛生管理に必要な費用(消毒液、ペーパータオルなど)
- ・事業に伴う景品の費用(レクゲーム大会・クリスマス会での景品・参加賞代など ※1 人 200 円程度)
- ・子ども会設立準備のための費用 ※設立初年度に限る。2 年目以降は対象外
(設立総会の貸室代、募集チラシ代、設立時のスタッフ顔合せや親睦の目的で使用する菓子代等)

<対象外となるもの>

- ※ 現金以外で支払ったもの、ポイントをつけたりしたもの
- ※ 子どもの体験につながらない飲食代(体験事業以外の食事代、仕出し弁当代や酒代等)
- ※ 娯楽・レジャー施設(カラオケやゲームセンター等)利用料
- ※ 札子連団体会費(3,000 円)、および当助成事業申込前の安全共済会個人会費
- ※ 設立 2 年目以降の定時総会などの団体運営経費

8 対象となる活動開催期間

令和8年 2 月 27 日(金)までに実施した事業

9 申込手続・選考結果の通知

1) 申込期間

～6 月 27 日(金) ※ 残余があれば、随時募集します。

2) 申込先および申込方法

各区支部事務局まで提出書類を持参・郵送、または電子メールで送付

3) 提出書類 (札子連 Web サイトと全子連 Web サイトからダウンロードできます)

- ① 申 込 書
- ② 年間行事計画書・《安全共済会様式》 ※全子連Web サイトからのみダウンロード可能
- ③ 振 込 先 通 知 書・振込手数料は札子連負担。各区支部事務局にて現金受け取りも可能

4) 選考結果の通知

申込団体に各区支部事務局を通じて通知

10 事業実施後の報告書提出

1)提出期日

事業終了後 1 か月以内に提出

(2 月下旬に実施した事業は、3 月 13 日(金)までに提出をお願いします)

2)提出先および提出方法

各区支部事務局まで提出書類を持参・郵送又は電子メールで送付

3)提出書類 (札子連 Web サイトからダウンロードできます)

①報 告 書……領収書(コピー可)を裏面か別紙に添付(現金払いのみ可)

②活動写真……3 枚程度提出。札子連 Web サイトに写真を掲載し活動を紹介する予定です。
参加者にあらかじめ承諾を得てください。データでの提出にご協力ください。

③アンケート……子ども会代表の方や育成者さんが記入

4)選考結果の通知

申込団体に各区支部事務局を通じて通知

11 注意事項

- 支払いは現金のみです (クレジットカード、デビットカード、電子マネー、ポイント払い不可)
- 購入時に、個人のポイントカードにポイント付与した場合は対象外です
- 領収書のほかに明細がわかるものも添付してください
- 領収書の宛名に子ども会名を記載してください
他団体名でもらう場合は、どこかに子ども会名を記載があるか確認

特にご注意ください！

- 飲食費の使用用途によって対象か対象外かを区別してください

【対象経費(子ども自身が体験するものに使用する場合)】

- ・調理体験に必要な食材費 ※ケーキ作りの材料費、野外活動の炊事用食材など
- ・健康管理用の水分など ※1 人1本程度の水やお茶、薬を飲むための携帯水
- ・防災体験で使う防災食
- ・ハロウィンや七夕で練り歩きながら、もらうためのお菓子
- ・もちつき、豆まきなどで使うもち米や豆など

【制限のあるもの】

- ・景品代(1人 200 円程度) ※配布するだけでは、体験にならず景品とみなします
- ・クリスマス会の飲食、プレゼント(子どもが“やってみる(体験する)”活動に工夫)
※「プレゼントを渡す」、「ケーキを食べる」は景品と同義。

【対象外】

- ・スタッフ会議等での飲食代
- ・クリスマス会でのフライドチキン(体験というより食事の意味が近いため対象外)

12 そ の 他

- ◆ Q&Aもご確認ください

申込み団体が多い場合は、なるべく多くの子ども会に助成金が渡るように、
金額を調整する場合があります。あらかじめご了承ください。